	<u> </u>	現行の訪問介護相当		多様なサービス							市場(地域支援事業の外)で 提供されるサービス
	サービス種別	I 訪問介護	Ⅱ 短時間サービス		!サービスA こよるサービス)	IV 訪問3 (住民主体	型サービスB による支援)	V 訪問型 (短期集中予	゚゚゚゚゚サービスC がサービス)	VI 訪問型サービスD (移動支援)	
1	サービス内容	訪問介護員による身体介護、生活援助	訪問介護員による20分未満の生活援助等 (例) ・シャワー入浴の見守り ・近隣の買い物同行 ・調理の下ごしらえ	生活援助等 (例) ・調理、掃除等やその一部介 ・ゴミの分別やゴミ出し ・重い物の買い物代行や同行		住民ボランティア、住民主活援助等 (例) ・布団干し、階段の掃除 ・買い物代行や調理、ゴミ出		①通所型サービスCの利用アセスメントを主とした訪問②保健師等がその者の居談・指導等を実施		介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行う移動支援 移送前後の生活支援 (例) ・通所型サービスの送迎 ・買い物、通院、外出時の支援 等	事業者が定めるサービスメニュー (例) ・掃除、洗濯、買い物、調理などの 上乗せ ・犬の散歩、大掃除、庭木の剪定 家族の食事準備
2	対象者となる ケースとサービス提供 の考え方	・コミ圧財となっている白で仕去と断祀している	慢による専門的なサービスが必要と認められ 常生活に支障があるような症状や行動を伴う者に向けた専門的サービスが特に必要な者 る者などの専門的な支援を必要とする者 り日常生活の動作時の息切れ等により、日常生	○状態等を踏まえながら、 ※サービス内容は柔軟に提信				○ケアマネジメントで、以「 ケース ・体力の改善に向けた支持 ・健康管理の維持・改善が ・閉じこもりに対する支援が ・ADLやIADLの改善に向け ※住民主体の通いの場な していくことが重要 ※3~6ケ月の短期間で行	爰が必要なケース が必要なケース が必要なケース けた支援が必要なケース ど多様な通いの場に移行		※利用者により選択 ※ケースに応じてケアマネジメン の対象
3	事業の実施方法	事業		事業者指定	委託	運営費補助	その他補助や助成	直接実施	委託		
4	ケアマネジメント	ケアプランを作成、	、モニタリングを実施	ケアプランを作成、 モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタ リングを実施	ケアプランを作成、 モニタリングを実施	初回のケアマネジメントの み	ケアプランを作成、	モニタリングを実施		
\$	市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払い又は 月ごとの包括払い ※市町村は負担金として支払う	利用1回ごとの出来高払い ※市町村は負担金として支払う	同左	人数等に応じて月・年ごと の包括払い・出来高払い	: 運営のための事業経費 の一部を補助	家賃、光熱水費、年定額 等	直接負担	利用1回ごとの出来高払い又は月ごとの包括払い		
6	基準	国が示す基準を基	基本に市町村が規定	地域の実情に合わ	せて市町村が規定	地域の実情に合わせて市町村が規定 (サービス内容に応じて、市町村が独自に定める基 準)					
7	個別サービス計画	11	作成	必要に応じて作成	任意	f	E意	必	須		
8	単価等 【単価金額の目安】	・国が示す単価(包括報酬)以下で市町村 が設定(出来高払いも可だが月の合計は 当該単価以下) 【国が示す単価を踏まえた専門的サービ スにふさわしい単価】	・左記以下で市町村が設定(出来高払い) 【サービス内容と時間に応じつつ、予防給付の単価を踏まえた専門職が提供するサービスにふさわしい単価】	・国が示す単価(包括報酬)を下回る単価で市町村が設定(出来高払いも可だが月の合計は当該単価以下) 【サービス内容と時間に応じて、左記より低コストに設定】	なし	なし 支援主体が設定 (無償や実費負担のみ等も考えられる)		ti	ïL	訪問型サービスB に準じる	自由価格
9	利用者負担額 (利用料)	・介護給付の利用者負担割合(1割。一定限は介護給付の利用者負担割合)	以上所得の利用者には2割)等を勘案(下	市町村が適切に設定				市町村がえ	適切に設定		同上
11)	限度額管理の有無・ 方法			限度額管理の対象(事業 対象者は目安)・国保連 で管理	なし	7	ĵl.	†;	:L		
10	事業者への支払い方 法	国保連経由	3で審査・支払	国保連経由で 審査・支払	事業者に 直接支払	事業者に	二直接支払	_	事業者に直接支払		
12)	想定される サービス提供者(例)	訪問介護員(記	坊問介護事業者)	主に雇用されている労働者 【訪問介護員又は一定の研修受講者】 (NPO、民間事業者、協同組合等) (シルバー人材センター等による高齢者活用も)		ボランラ 【訪問介護員又は	ティア主体 一定の研修受講者】	保健・医療の専門職【保修 士、作業療法士、言語聴り 生力 (市服			民間事業者、 シルバー人材センター等
13	備考										1000000000000000000000000000000000000

◎通所型サービスの例(※典型例として整理したもの)

	少地が至り し	:スの例(※典型例として:	金垤したもの)							八人们		
基準		現行の通所介護相当		多様なサービス						市場(地域支援事業の外) で提供されるサービス		
	サービス種別	I 通所介護①	Ⅱ 通所介護②		所型サービスA IV 通所型サービスB ・準によるサービス) (住民主体による支援)		V 通所型サービスC (短期集中予防サービス)					
1	サービス内容	通所介護と同様のサービス内容 (生活機能向上型を除く。) ・それぞれ利用者のニーズに応じて 明確な目標を持ちサービスを提供	生活機能向上型の通所介護 (例) ・身体機能の向上のための機能訓練 ・調理や掃除、洗濯といった生活機能 向上のためのトレーニング	高齢者の閉じこもり予防や自動 (例) ・ミニデイサービス ・運動、レクリエーション活動 等	日常生活に支障のある生活行為を改善するために、利用者の個別性に応じて、下記のプログラムを複合的に実施・運動器の機能向上・栄養改善・口腔機能の向上・機能の向上・膝痛対策・閉じこもり予防・支援・認知機能の低下予防・支援・記知機能の低下予防・支援・記知機能の低下予防・支援・記知機能の低下予防・支援・プロプラン活動 等		事業者が定めるサービスメニュー (例) ・フィットネスクラブ ・レジャー施設 ・飲食店等のサロン ・文化教室、稽古事 ・趣味の会など					
	対象者となるケースと サービス提供の考え 方	○「多様なサービス」の利用が難し いケース、不適切なケース	rース	「Oケアマネジメントで、以下のような支援が必要なケース・体力の改善に向けた支援が必要なケース・体力の改善に向けた支援が必要なケース・体力の改善に向けた支援が必要なケース・健康管理の維持・改善が必要なケース・健康管理の維持・改善が必要なケース・開じこもりに対する支援が必要なケース・閉じこもりに対する支援が必要なケースや一般介護予防事業)に移行していくことが重要) ***********************************			※利用者により選択					
3	事業の実施方法	事業有	1	事業者指定	委託	運営費補助	その他補助や助成	直接実施	委託			
4	ケアマネジメント	ケアプランを作成、	モニタリングを実施	ケアプランを作成、 モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニ タリングを実施	ケアプランを作成、 モニタリングを実施	初回のケアマネジメント のみ	ケアプランを作成、モニタリングを実施				
⑤	市町村の負担方法		い又は月ごとの包括払い 旦金として支払う	同左	人数等に応じて月・年ご との包括払い・出来高払 い	運営のための事業経費 を補助	家賃、光熱水費、年定額 等	直接負担	利用1回ごとの出来高払い 又は月ごとの包括払い			
6	基準	予防給付の基準を基本に市町村が規定		地域の実情に合わせ (人員などを緩れ		地域の実情に合わせて市町村が規定 (個人情報の保護など総合事業を行うに 当たって必ず遵守すべき基準)		地域の実情に合わせて市町村が規定 (サービス内容に応じて、市町村が独自に定める基準)				
7	個別サービス計画	作	成	必要に応じて作成	任意	任			必須			
8	単価等	・国が示す単価(包括報酬)以下です 月の合計は当該単価以下)※ 【国が示す単価を踏まえた専門職が 価】		・国が示す単価を下回る単価で市町村が設定(出来高払いも可だが月の合計は当該単価以下)※ 【サービス内容と時間に応じて、左記より低コストに設定】	なし	サービス提供主体が設定 (補助の条件で、市町村が設定することも可)					なし	自由価格
9		·介護給付の利用者負担割合(1割。 等を勘案(下限は介護給付の利用者		市町村が適り	切に設定			市町村が	が適切に設定	同上		
10	限度額管理の有無・ 方法	限度額管理の対象(事業対	象者は目安)・国保連で管理	限度額管理の対象(事業対象 者は目安)・国保連で管理	なし	なし		なし				
11)	事業者への支払い方 法	国保連経由	で審査・支払	国保連経由で審査・支払	事業者に直接支払	事業者に	直接支払	_	事業者に直接支払			
12)	想定される サービス提供者(例)	通所介護事業	業者の従事者		されている労働者+ボランティア 、民間事業者、協同組合等) ボランティア主体		│ 員、理学療法士、作業療 │士、歯科衛生士、機能訓約	師、歯科医師、保健師、看護職 療法士、言語聴覚士、管理栄養 練指導員、経験のある介護職員 等】 市町村)	民間事業者等			
(13)	備考	※食事代などの実費は報酬の対象を	外(利用者負担)	※食事代などの実費は報酬 の対象外(利用者負担)	※食事代などの実費は 報酬の対象外(利用者 負担)	※食事代などの実費は報担) ※一般介護予防事業等で支援者等を中心に定期的 想定 ※通いの場には、障害者の高齢者なども加わるこ	で行うサロンと異なり、要的な利用が可能な形態を	※食事代などの実費は報酬	酬の対象外(利用者負担)			

◎一般介護予防事業(関連するもの)

	· <u>椴介護予防争多</u> 事業	一般介護予防事業				
	サービス種別	地域介護予防活動 支援事業(通いの場関係)	地域リハビリテーション 活動支援事業			
1	サービス内容	介護予防に資する住民運営の通いの 場づくり ・体操、運動等の活動 ・趣味活動等を通じた日中の居場所づくり ・交流会、サロン 等	リハビリテーション専門職等が、通所、 訪問、地域ケア会議、住民運営の通い の場等の介護予防の取組を総合的に 支援する			
2	対象者となる ケースとサービス提 供の考え方	〇主に日常生活に支障のない者で あって、通いの場に行くことにより介護 予防が見込まれるケース	 (※対象者個人へのサービス提供では ない)			
3	事業の実施方法	委託/運営費補助 /その他補助や助成	直接実施/委託			
4	ケアマネジメント	なし ※サービス事業のケアマネジメントによりつなげ ることもあり	(総合相談やサービス事業のケアマネ ジメントによりつなげる)			
(5)	市町村の負担方法	人数等に応じて月・年ごとの包括払い/ 運営のための間接経費を補助/ 家賃、光熱水費、年定額 等	直接負担/人数等に応じた月・年ごとの 包括払い			
6	基準	地域の実情に合わせて市町村が規定	地域の実情に合わせて市町村が規定			
7	個別サービス計画	なし	なし			
8	単価等 【単価金額の目安】	なし	なし			
9	利用者負担額 (利用料)	・市町村が適切に設定 ・補助の場合は、サービス提供主体が 設定することも可	なし			
10	限度額管理の有無・ 方法	なし	なし			
11)	事業者への支払い方法	事業者に直接支払	事業者に直接支払			
12	想定される サービス提供者(例)	地域住民主体	リハビリテーション専門職等【理学療法 士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生 士、管理栄養士等】 (市町村、委託事業者)			
3	備考	※食事代などの実費は報酬の対象外 (利用者負担) ※通いの場には、障害者や子どもなど も加わることができる。(共生型)				

◎生活支援サービスの例(※典型例として整理したもの)

<u> </u>	エルス抜り一しん	くの例(※典型例として整理したもの)	~ /
	基準	多様なサービス	市場 [・] される・
	サービス種別	配食サービス	
1	サービス内容	栄養改善を目的とする配食 ・栄養パランスのとれた食事の提供 ・治療食の提供 一人暮らし高齢者などで見守りを兼ねる配食 ・対面で渡すことで安否の確認 ・他者との交流	・配食 ・業務上での見 づいたときの違
2	対象者となるケースとサービス提供の考え方	※まず市場におけるサービス提供の活用を前提として、市場では提供されないサービスを提供するもの。 【対象となるケース】 (栄養改善を目的とする配食) ・摂取カロリーが少ない、栄養の偏りが見られる。 ・認知機能や下肢筋力、意欲の低下等により、調理に支障あり。 (見守りを兼ねる配食) ・独居及び高齢者のみ世帯(近隣に家族等の支援者がいない)、同居家族が支援の必要な高齢者、障害者等の世帯 ・認知機能や下肢筋力、意欲の低下等により、外出に支障あり。 ・閉じこもり傾向にあり、安否の確認がとりづらい。	※利用者によ
3	事業の実施方法	事業者指定/委託/ 運営費補助/ その他補助や助成	
4	ケアマネジメント	初回のケアマネジメントのみ	
5	市町村の負担方法	利用1回ごとの出来高払い、月・年ごとの包括払い、一部補助 ※市町村は負担金として支払う	
6	基準	地域の実情に合わせて市町村が規定	
7	個別サービス計画	任意	
8	単価等 【単価設定の目安】	・市町村が適切に設定※ ・補助の場合は提供主体が設定することも可	自由
9	利用者負担額 (利用料)		F
10	限度額管理	なし	
11)	事業者への支払い方法	国保連経由で審査・支払/ 事業者への直接支払	
12)	想定される サービス提供者(例)	NPO、民間事業者、 協同組合、社会福祉法人等	民間事業者 (配食事業者、 等の配達事業 事業者等)
①3 181	備考	※食材料費などの実費は報酬の対象外(利用者負担)	

	未定稿
	市場で提供
	されるサービス
	・配食 ・業務上での見守り、異変に気 づいたときの通報
供	
4 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	※利用者により選択
<u> </u>	
力	
	自由価格
	同上
	民間事業者 (配食事業者、新聞、乳酸飲料 等の配達事業者、電気、水道 事業者等)

◎ケアマネジメントの例(給付によるサービスの利用がなく、総合事業によるサービスのみ利用のケース)(※典型例として整理したもの)

	基準	現行の介護予防支援相当	来によるサービスのみ利用のケース)(公典型) 多様な・	サービス	W V TD=41
	サービス種別	ケアマネジメントA	ケアマネジメントB(緩和した基準によるサービス)	ケアマネジメントC(緩和した基準によるサービス)	総合相談
1	サービス内容	介護予防支援と同様のケアマネジメント	プロセス等を簡略化したケアマネジメント (例) ・サービス担当者会議を省略するとともに、モニタリングの間隔をあけたケアマネジメント	初回のみ実施 (例) ・アセスメントをし、ケアプランを作成して、サービスにつなげる(サービス 担当者会議やモニタリングはなし)	総合相談
2	対象者となるケースとサービス提供の考え方	〇主に訪問型・通所型サービスにおいて指定事業者のサービスを 利用するケース、訪問型・通所型サービスCを組み合わせた複数 のサービスを利用する場合	〇A・C以外のケース(ケアマネジメントの過程で判断)	〇主に、ケアマネジメントの結果、補助によるサービスや配食など の生活支援サービスの利用につなげるケース	※本人の希望が明確であり、一般介護予防事業により行われる通いの場、体操教室などを利用するケース
3	事業の実施方法	直接実施/委託	直接実施/委託	直接実施/委託	直接実施/委託
4	ケアマネジメント	ケアプランを作成、モニタリングを実施	ケアプランを作成、モニタリングを適宜実施 (サービス担当者会議などを省略)	初回のみケアマネジメントを実施 ※その後は事業者より適宜情報提供を受け、必要に応じて関与	本人の相談を受け、助言
5	市町村の負担方法	月単位で支払い	月単位で支払い	初回のみ月単位で支払い	包括的支援事業により委託 費を支払い(又は直接実施)
6	基準	予防給付の基準を基本に市町村が規定	予防給付の基準を参考に市町村が規定	同左	地域包括支援センターの運 営基準
7	給付管理票の作成・記 入	原則記入	記入·不要	不要	不要
8	単価等 【単価設定の目安】	なし (予防給付の単価を踏まえて実施)	なし (予防給付の単価を下回る単価で実施)	なし (予防給付の単価を踏まえて実施)	なし
9	利用者負担額 (利用料)	なし	なし	なし	なし
10	事業者への支払い方法	直接実施/事業者への直接支払	直接実施/事業者への直接支払	直接実施/事業者への直接支払	包括的支援事業として委託 法人に直接支払い(直接実 施の場合は、直接経費を負 担)
11)	限度額管理	なし	なし	なし	なし
12	サービス提供者		地域包括支援センター(居宅介護支援事業所)	1	地域包括支援センター
(13)	備考				